

核融合科学研究所コンプライアンス教育実施要領

平成26年9月 1日 核融合科学研究所
不正防止委員会決定

最終改正 平成29年4月18日

1 目的

核融合科学研究所の職員及びその他関連する者（以下「構成員」という。）に、自身が取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させるための教育（以下「コンプライアンス教育」という。）を実施し、競争的資金等の不正使用の防止を図ることを目的とする。

取り扱う資金等は、当分の間、競争的資金等に限らず、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）において管理及び運営する経費のうち、研究所の構成員の研究教育活動のために運用される全ての経費を対象とする。

2 実施方法

コンプライアンス教育は、研究所不正防止委員会が企画する講習会において、原則、年1回以上実施する。

3 対象者

全ての構成員

4 開催回数

コンプライアンス教育の受講機会を確保するため、複数回の開催とする。

5 教育内容

- ・ 文部科学省が定めたガイドラインの内容・要請事項等
- ・ ガイドラインに対する本研究所の方針・取り組み等
- ・ 不正に当たる具体的事例
- ・ 不正が発覚した場合の本人及び研究所への影響
- ・ その他不正防止委員会が必要と認めた事項

6 受講状況の把握及び誓約書の提出

新たに研究所の構成員となった者は、コンプライアンス教育を受講した上で別紙の誓約書を自署し、提出しなければならない。

また、受講後一定期間が経過した全ての構成員は、改めてコンプライアンス教育を受講しなければならない。

7 受講者理解度の把握

コンプライアンス教育の受講者には、理解度チェックテスト(以下「小テスト」という。)の受験を義務づけ、理解度を把握するものとする。なお、小テストの得点が8割に満たない構成員は、再度小テストを受験しなければならない。

8 競争的資金等の取扱い

次のいずれかに該当する構成員は、原則として競争的資金等を取扱うことができない。

- ・コンプライアンス教育を受講していない構成員
- ・誓約書を提出していない構成員
- ・小テストの得点が8割に満たない構成員

9 その他

この要領に定めるもののほか、コンプライアンス教育に必要な事項は、研究所不正防止委員会が別に定める。

付 記

この要領は、平成26年9月1日から実施する。

付 記

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

付 記

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

執行経費の使用にあたっての誓約書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
コンプライアンス推進責任者
核融合科学研究所長 殿

私は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）で執行する全ての経費（他機関が負担する経費を含む。以下「執行経費」という。）を使用するにあたり、当該執行経費が、国民の貴重な税金などにより賄われている公的資金であることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに社会規範、法令、機構内規則その他の執行ルール並びに下記の事項を遵守することを約束します。

また、規則に違反して、不正を行った場合は、機構や配分機関の処分及び法的な責任を負うことに異議はありません。

記

1. 自らもしくは他者を利用して次の不適切な行為を行わないこと。
 - ① 架空の取引により支払われた代金を「預け金」として業者に管理させること。
 - ② 架空の雇用・作業・出張にかかる給与・謝金・旅費の請求（いわゆるカラ雇用、カラ謝金、カラ出張）
 - ③ 出張費用の水増し請求
 - ④ 支払期日の不明確な取引
 - ⑤ 事実と異なる書類の作成又は業者等への提出依頼
 - ⑥ 将来の売買を前提とした物品等の借受（契約担当部署の了解を得たものを除く。）
 - ⑦ 研究所から支給された給与・謝金・旅費を研究室等が回収する行為（還流行為）
2. 他の職員等から不適切な行為を行うことを要求された場合には拒絶し、研究所の通報窓口へ連絡すること。
3. 次の行為が必要となる場合は、事前に契約担当部署の了解を得ること。
 - ① 物品の借受
 - ② 物品等の無償受領（宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。）

平成 年 月 日

所属
氏名（自署）